

豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市(以下「市」という。)が実施する「豊中市緊急雇用支援金」に関し、豊中市補助金等交付規則(昭和 57 年豊中市規則第 15 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 市は、第 3 条に定める支給の対象となる事業主が、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者(以下「相談者」という。)を雇用した場合に、第 5 条に定める緊急雇用支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(支給の対象)

第 3 条 支援金の支給の対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市が実施する無料職業紹介所に登録及び労働者の募集を行った者
- (2) 「緊急雇用支援金制度利用申込書」(様式第 1 号)により本事業の利用申し込みを行った者
- (3) 本条第 1 号の求人に対する市からの職業紹介(令和 3 年 4 月 1 日以降に限る)により、相談者を雇用した者
- (4) 別表第 1 に掲げる要件の全てを満たす者

(支給の要件)

第 4 条 前条の事業主が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は支援金を支給する。

- (1) 第 5 条各号に定める労働契約を締結し、その契約期間の初日から起算して三月を経過する日までの間継続して雇用し、労働契約に定める労働時間勤務させた者。但し、三月を経過する日が令和 4 年 3 月 31 日までの場合に限る。
- (2) 前号の期間に相当する賃金、給料、手当その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対価として支払われるすべてのものを支払った者
- (3) 前条第 3 号で雇用した者に対し、別表第 2 に掲げる社会保険を加入させた者

(緊急雇用支援金)

第 5 条 支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じた金額とする。

- (1) 1 週間あたり 35 時間以上の労働時間及び期間の定めが 6 月以上の労働契約を締結した場合 1 人につき 25 万円
- (2) 1 週間あたり 20 時間以上の労働時間の労働契約を締結した場合 1 人につき 12 万 5 千円
- (3) 1 週間あたり 10 時間以上の労働時間の労働契約を締結した場合 1 人につき 6 万円

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給申請をしようとする事業主は、次の各号に定める書類を令和4年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 緊急雇用支援金申請書(様式第2号)
- (2) 誓約・同意書(様式第3号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業主は、同一の相談者につき2回以上、支援金の支給を申請してはならない。

(支援金の支給決定)

第7条 豊中市は、支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、支援金の支給を決定したときは「緊急雇用支援金支給決定通知書(様式第4号)」を交付し、事業主の指定口座に支援金を支払う。支援金の支給を決定しなかったときは「緊急雇用支援金不支給決定通知書(様式第5号)」を交付する。

2 豊中市は、予算の範囲内で支援金を支給するものとするが、第5条第3号の区分は先着15名までとし、原則として1事業主あたり2名までとする。

(報告義務)

第8条 支給事業主が、第3条に規定する対象者のいずれかの要件に該当しなくなった場合は、その事実の発生後、速やかに市へ報告しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
- (2) 第3条に規定する対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) この要綱に従わないとき
- (4) その他不相当と認められる事実があったとき

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給事業主はその調査等に応じなければならない。

(協力義務)

第 12 条 申請者は、次の各号に掲げる事項に関して、市長から協力要請があった場合は、情報提供等に応じなければならない。

- (1) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要が生じた場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1(第 3 条関係)

| 対象者 |
|--|
| 一 支給申請日前日を起算日とする過去 1 年間に労働基準法その他の関係法令の違反歴がないこと |
| 二 市町村民税の滞納をしていないこと。 |
| 三 豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材支援金事業の対象事業所ではない者。他自治体で同様の制度がある場合には、その対象事業所ではない者。 |
| 四 次のいずれにも該当しない者であること。 |
| イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは豊中市暴力団排除条例(平成 25 年 4 月 1 日豊中市条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者 |
| ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者 |
| ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者 |

別表 2(第 4 条関係)

| 1 週あたりの労働時間 | 社会保険の加入要件 |
|-------------|------------------------|
| 35 時間以上 | 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険への加入 |
| 20 時間以上 | 雇用保険への加入 |

(様式第1号)

豊中市緊急雇用支援金制度利用申込書

豊中市長 宛

年 月 日

私は、下記の内容を確認したうえで「豊中市緊急雇用支援金制度」の利用を申し込みます。

【申請者情報】

| | | |
|--------|---------|--|
| 事業所名 | | |
| 代表者名 | | |
| 担当者名 | | |
| 担当者連絡先 | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

【確認事項】次の事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 市無料職業紹介所へ直接依頼があった求人のみが支援金の対象となります。 ※ハローワーク求人を利用した職業紹介は対象外です。 |
| <input type="checkbox"/> | 豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者を雇用した場合のみが支援金の対象となります。 ※「豊中しごとセンター」の利用者は対象外です。 ※緊急雇用支援金の該当者を紹介する場合には、紹介状発行時に連絡します。 |
| <input type="checkbox"/> | 無料職業紹介所・豊中では、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者の適性や希望を確認しながら、申込のあった求人情報を個別に提供し、応募希望の有無を確認し職業紹介を行います。そのため、相談者を紹介できない場合があります。 |
| <input type="checkbox"/> | 募集要領Ⅱ.1に記載する「事業主の要件」の内容を確認しました。 |

(様式第2号)

豊中市緊急雇用支援金 申請書

豊中市長 宛

年 月 日

私は、豊中市緊急雇用支援金の交付を受けたいので、「豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱」の内容を了承のうえ、関係書類を添えて申し込みます。また、支給決定後は支給決定額を下記の口座に振り込んでください。

【申請者情報】

| | | |
|--------|---------|--|
| 事業所名 | | |
| 代表者名 | | |
| 担当者名 | | |
| 担当者連絡先 | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

【被雇用者情報】

| | | | |
|--|---|--|--|
| 被雇用者氏名 | | | |
| 雇入れ日 | 年 月 日 | | |
| 週所定労働時間 ・ 雇用期間 ・ 社会保険の加入 状況 | 週所定労働時間 | 雇用期間 | 社会保険の加入 |
| | <input type="checkbox"/> 週 35 時間以上 | <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 6 か月以上 | 健康保険 <input type="checkbox"/> 加入 厚生年金 <input type="checkbox"/> 加入 雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入 |
| | <input type="checkbox"/> 週 20 時間以上 | | 雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入 |
| | <input type="checkbox"/> 週 10 時間以上 | | |
| 3 か月の雇用期間中に賃金を支給しない無給の期間の有無 | <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り | | |
| 3 か月の雇用期間中に週所定労働時間に満たない週の有無。 満たない週があった場合、1 か月平均でも満たない月の有無 | <週> <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り | | |
| | <月> <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り | | |

<裏面に続きます>

【振込口座に関する情報】

| | | | |
|-------|--------------|------|--|
| 金融機関名 | | | |
| 支店名 | | | |
| 預金種目 | 1 普通 2 当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 振込先名義 | | | |

【添付資料】

< 全社共通 >

○ 誓約・同意書(様式3)

○ 労働契約の内容が確認できる書類

※ 労働条件通知書や雇入れ通知書等の写し

○ 被雇用者が支給要件を満たす時間以上勤務していることが確認できる書類

※ 出勤簿の写し等

○ 被雇用者を3か月継続雇用し、給与を支給していることが確認できる書類

※ 給与支給日の関係で、給与の支給が終了していない場合でも、3か月の継続雇用が確認できれば申請可能です。この場合は、申立書(様式自由)に、給与支給日、支払い予定額、給与支給後に給与を支給していることが確認できる書類を提出することを明記し提出してください。但し、支援金の支給は、給与の支給確認後になります。

○ 通帳のコピー等振込先金融機関の口座情報が確認できる書類

< 区分1の場合 > 被雇用者を社会保険に加入させていることが確認できる書類

※ 被雇用者名が明記されている「(健康保険・厚生年金保険)被保険者資格取得届」(年金事務所や健康保険組合の受付印押印済)の写し

※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

< 区分2の場合 > 被雇用者を雇用保険に加入させていることが確認できる書類

※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しなど

(様式第3号)

誓約・同意書

私は、豊中市緊急雇用支援金を申請するにあたり、下記の内容について、誓約・同意いたします。

記

次の誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱の申請要件をすべて満たしています。 |
| <input type="checkbox"/> | 今回、緊急雇用支援金を申請する被雇用者について、過去1度も緊急雇用支援金の支給を受けていません。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請に関する被雇用者の情報の提出については、本人の同意を得ています。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、緊急雇用支援金の返還に応じます。 |
| <input type="checkbox"/> | 豊中市が申請者の雇用状況等に関する調査を実施する場合は、これに応じます。 また、被雇用者への聞き取りを行うことに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | 支給申請日から過去1年間に、労働基準関係法令の違反歴はありません |
| <input type="checkbox"/> | 豊中市その他市町村が保有する納税情報を助成金の交付に必要な範囲内において、市が調査することについて同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察に提供することに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | 代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員、豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。 |

年 月 日

豊中市長 様

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

(様式第4号)

豊市支第 号
年(年) 月 日

様

豊中市長

緊急雇用支援金支給決定通知書

年(年) 月 日付で申し込みのありました緊急雇用支援金の支給につきまして、下記の通り決定しましたので、豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 対象者

| | |
|-------|--|
| 事業所名 | |
| 被雇用者名 | |

2. 支給決定金額

円

(様式第5号)

豊市支第 号
年(年) 月 日

様

豊中市長

緊急雇用支援金不支給決定通知書

年(年) 月 日付で申し込みのありました緊急雇用支援金の支給につきまして、下記の通り決定しましたので、豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 対象者

| | |
|-------|--|
| 事業所名 | |
| 被雇用者名 | |

2. 不支給決定の理由

| |
|--|
| |
|--|